**平成２２年（フ）第８８号**
鹿児島県姶良市平松6266番地５
債務者　福村　幸雄
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２２年（フ）第１０４号**
鹿児島県姶良市西餅田2794番地４
債務者　日高　　剛
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２２年（フ）第１０６号**
鹿児島県霧島市隼人町内山田２丁目19番77号第２清藤マンション102
債務者　青木さとみ
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２２年（フ）第６３号**
鹿児島県薩摩郡さつま町永野1000番地３
債務者　緒方真由美
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２２年（フ）第６７号**
鹿児島県薩摩川内市東大小路町32番16―１号
債務者　菊川　義人
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２２年（フ）第６８号**
鹿児島県薩摩川内市東大小路町32番16―１号
債務者　菊川のぶ子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２２年（フ）第６９号**
鹿児島県薩摩川内市御陵下町27番26号　サンパレス202
債務者　小村　成信
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２２年（フ）第７０号**
鹿児島県阿久根市脇本9891番地イ号
債務者　洲﨑　亜海
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２２年（フ）第７２号**
鹿児島県出水市麓町７番50号
債務者　中元スミ子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２２年（フ）第７３号**
鹿児島県薩摩川内市大小路町67番26号
債務者　杉安こずえ
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２２年（フ）第１２５号**
茨城県稲敷市柴崎6773番地
債務者　横田　孝裕
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２２年（フ）第９０号**
富山県高岡市あわら町２番21号
債務者　松本　久和
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２２年（フ）第２９号**
山梨県南都留郡富士河口湖町船津6662番地10、住民票上の住所岐阜県下呂市金山町乙原316番地１
債務者　田口　智宏
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２２年（フ）第３９号**
山梨県大月市富浜町鳥沢4865番地２
債務者　池田　房子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２２年（フ）第４０号**
山梨県富士吉田市上吉田4248番地　オラン中原211号室
債務者　渡邊　美香
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２２年（フ）第７２号**
三重県名張市桔梗が丘２番町５街区19番地
債務者　藤尾　始次
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
津地方裁判所伊賀支部

**平成２２年（フ）第１２９号**
滋賀県彦根市鳥居本町1281番地　１―503号、前住所滋賀県彦根市船町３番９号
債務者　束川　昌之
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
大津地方裁判所彦根支部